

公示番号：170485

国名：チリ

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム

案件名：持続可能な養殖確立に向けた赤潮早期警戒のための研究基盤の構築詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点

(計 100 点)

類似業務	環境管理に係る各種評価調査
対象国／類似地域	チリ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

チリ国は、人口 1,795 万人、国土面積約 756 千 km² で、国土は南北に細長く、海岸線の総延長は 6,435km に及ぶ。同国の主要輸出品目は銅鉱、木材チップ、モリブデンに次いでサケ・マスとなっている。

チリはもともと鮭の生息域では無かったが、1970 年代から約 20 年にわたり、日本の技術支援により鮭養殖産業が創出され、養殖に必要な技術の移転が行われた結果、現地の民間企業の参入も次々と進み、1989 年から今に至るまで、日本が最大の輸出先となっている。他方、チリでは近年大規模な赤潮が発生するようになり、2016 年には約 2,300 万匹の鮭がへい死し、約 1 千億円の損害となった。

かかる状況の下、チリ政府はフロンテラ大学を自国側研究代表機関（C/P 機関）とし、京都大学ならびに岡山大学、水産研究・教育機構 中央水産研究所を日本側研究機関とした「持続可能な養殖確立に向けた赤潮早期警戒のための研究基盤の構築」（地球規模課題対応型国際科学技術協力（SATREPS））（以下「本プロジェクト」と記す。）を我が国に要請した。

本プロジェクトでは、チリ南部で養殖サケに大量のへい死を引き起こしている有害赤潮の発生メカニズムを、環境（機構、水質、水温等）と微生物学的観点の両面から解明することを目的とする。また、上位目標として、赤潮発生機序を解明した後、その知見に基づいた赤潮発生予測技術の開発および発生防止策などの提案をめざし、産官学が連携体制を整え、チリ水産業界の現場に即した有効な赤潮防止策の政策提言に資することを旨とする。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、「JICA 事業評価ガイドライン 第 2 版」（2014 年 5 月）及び「JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 1.1）」（2016 年 5 月）に沿って、担当分野に係る以下の調査を行う。また、総括による取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017 年 8 月下旬）

- ① 要請背景及び内容を把握の上、現地調査で収集すべき追加情報を検討し取りまとめる。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④ 相手国関係機関への質問票（案）を作成する。なお、質問票を事前にチリ側に配布する場合には、JICA 担当部署と相談の上、JICA チリ支所を通じて配布する。
- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案 (和文・英文)、PO (Plan of Operation) 案 (和文・英文) 及び事業事前評価表 (案) (和文) の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑥ 他の調査団員等と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程 (案) の作成に協力する。
- ⑦ 対処方針 (案) (和文) の作成に協力する。
- ⑧ JICA 地球環境部が企画する団内勉強会や対処方針会議に参加し、対処方針会議に関しては協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務期間 (2017 年 8 月下旬～9 月中旬)

- ① JICA チリ支所等との打合せに参加する。
- ② 相手国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
 - ア) 要請背景・要請内容
 - イ) チリの養殖にかかる政策・上位計画と本プロジェクトの位置づけ
 - ウ) チリ側実施機関であるフロンテラ大学、関連機関である農業漁業省漁業局、漁業研究所等の機関の組織体制、人員、予算、研究課題・教育内容、実務の内容と役割
 - エ) 当該分野に係る実施機関、関連機関の過去の調査・研究実績
 - オ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - カ) 他ドナー・機関による関連分野における援助動向
 - キ) 現地機関・企業による独自研究の動向
 - ク) 我が国の養殖分野における協力効果の発現状況
 - ケ) プロジェクト実施に係る先方負担事項
- ④ 調査結果及びチリ側関係機関との協議の結果を踏まえて、PDM (和文・英文)、PO (和文・英文)、および M/M 案 (英文) と R/D 案 (英文) の作成に協力する。評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る現地調査結果を JICA チリ支所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 9 月中旬～10 月上旬)

- ① 他団員が行った調査結果も踏まえつつ、事業事前評価表 (案) (和文) を修正する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 事業事前評価表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。

- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当業務の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、（１）～（２）とし、電子データで提出する。

- （１）事業事前評価表（案）（和文・英文）
（２）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

※「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準じた書体、書式とすること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2017年6月）」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。航空賃は、日本⇒サンティアゴ⇒日本間に係る費用を計上して下さい。

※参考：成田・羽田からの航空経路は、第一優先経由地：アトランタ／ダラス／トロント／ヒューストン／ロサンゼルス、第二優先経由地：ニューヨーク、パリ／フランクフルト、シドニーを標準とします。

10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月26日～2017年9月17日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。（先行調査にはJICAの調査団員が同行する可能性もあります。）

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団員構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
イ) 研究総括（JST）
ウ) 協力企画（JICA）
エ) 研究代表（京都大学）
オ) SATREPS計画・評価（JST）
カ) 評価分析（本コンサルタント）

なお、このほか、研究参加者が同行する予定。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) チリ国内移動航空券の手配
あり
- オ) 通訳傭上
あり（英語⇄スペイン語の通訳を提供）
- カ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジしますが、現地派遣開始後の日程変更等についてご自身でアレンジいただく可能性もあります。
- キ) 執務スペースの提供
なし

（２）配布資料

- ① 本業務に関する以下の資料を、JICA 地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム（Mail: gegem@jica.go.jp, TEL: 03-5226-9547）にて配布します。
 - ・ 現地調査報告（2017 年 6 月に 1 週間現地関係機関を訪問した際の報告書ならびに収集資料）
 - ・ 案件概要プレゼン資料

（３）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チリ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 水環境分野の調査経験を有することが望ましい。
- ⑤ 西語ができれば、なお望ましい。

以上